

裁判長
認印



| | |
|--------------------------|--------------------------------------|
| 調 書 (決定) | |
| 事件の表示 | 令和4年(ク)第1004号 |
| 決定日 | 令和4年11月9日 |
| 裁判所 | 最高裁判所第二小法廷 |
| 裁判長 裁判官 裁判官 裁判官 | 尾 島 明 三 浦 守 草 野 耕 一 岡 村 和 美 |
| 当事者等 | 別紙当事者目録記載のとおり |
| 原裁判の表示 | 東京高等裁判所令和4年(ラ)第1357号(令和4年6月23日決定) |

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件抗告を棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人の負担とする。

第2 理由

本件抗告の理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、特別抗告の事由に該当しない。

令和4年11月9日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 藤 木 貴 洋 

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 藤 木 貴 洋



当事者目録

| | | | |
|---|-----|-------|----------------|
| 抗 | 告 | 人 | 株式会社グローバルダイニング |
| 同 | 代表者 | 代表取締役 | 長谷川 耕 造 |
| 同 | 代理人 | 弁 護 士 | 倉 持 麟 太 郎 ほか |